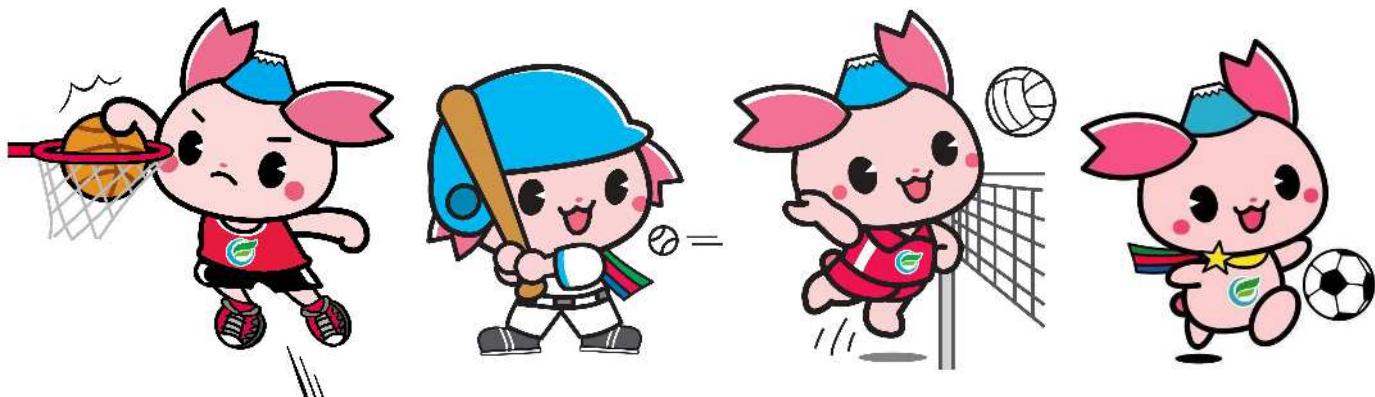


必携

令和7年度

学校体育施設開放利用案内



ふじみ野市 PR 大使「ふじみん」

目 次

学校体育施設開放利用要項	P 1
学校体育施設及び空調設備の利用方法	P 6
学校体育施設利用報告書	P 8
学校体育施設開放安全対策要項	P 10
学校体育施設利用時の事故報告書	P 12
資料 救命処置（心肺蘇生法とAEDの使用の手順）	P 13
学校別利用種目一覧	P 22
学校体育施設開放運営委員会日程	P 25

ふじみ野市市民活動推進部
文化・スポーツ振興課

電話：049-220-2090 FAX：049-269-4774

令和7年度 ふじみ野市学校体育施設開放利用要項

1 趣旨

ふじみ野市におけるスポーツの普及及び活動の場の確保を図るため、学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民に開放します。

2 開放する学校及び施設

市立小学校13校及び市立中学校6校の全校

(1) 小学校 体育館及びグラウンド

地域名	開放校
東地域	福岡小学校、駒西小学校、上野台小学校、西小学校、元福小学校、さぎの森小学校
西地域	大井小学校、鶴ヶ丘小学校、西原小学校、東原小学校、亀久保小学校、三角小学校、東台小学校

(2) 中学校 体育館、武道場、グラウンド及びテニスコート

開放施設	東地域開放校	西地域開放校
体育館	福岡中学校、葦原中学校、花の木中学校	大井中学校、大井西中学校、大井東中学校
武道場	福岡中学校、花の木中学校 (畠は必要時設置して利用可)	
グラウンド	福岡中学校、葦原中学校、花の木中学校	大井中学校、大井西中学校、大井東中学校
テニスコート	葦原中学校、花の木中学校	大井中学校

3 開放する日及び時間

(1) 開放日 12月27日～1月5日を除く期間。ただし、教育委員会及び学校が利用不可能と認めた日は、利用できません。

(2) 利用時間

施設名	利用時間			備考
体育館	小学校 ※東台小学校を除く	平日	午前 8:00～正午	長期休業期間のみ
			午後 正午～17:30	サマーリフレッシュ期間のみ
		土日 祝日	夜間 17:30～21:30	
	東台小学校	平日 土日 祝日	8:00～21:30	

体育館 武道場	中学校	平日	午前	8:00～正午	長期休業期間のみ※ 午前・午後の利用時は車での来校禁止
			午後	正午～18:00	
			夜間	18:00～21:30	
		土日 祝日		8:00～21:30	※夜間利用の開始時間については、葦原中・花の木中・大井東中は、18:30から。大井西中は、19:00から。

※小学校の午後の時間帯は放課後児童クラブの活動場所となるため使用できません。ただし、サマーリフレッシュ期間のみ使用可能となります。サマーリフレッシュ期間については7月の学校開放運営委員会にてお知らせします。

施設名		利用時間		備 考
グラウンド	東地域	土日 祝日	6:00～18:00	
	西地域 ※東台小学校を除く	土日 祝日	8:00～18:00	
	東台小学校	平日 土日 祝日	8:00～18:00	
	大井東中学校※	夜間	①19:00～21:30 ②18:00～21:30	①5月～9月 ②10月～4月 照明施設使用料 30分 750円
テニス コート	葦原中学校	土日 祝日	6:00～18:00	
	花の木中学校			
	大井中学校	土日 祝日	8:00～18:00	

※大井東中学校夜間照明設備を利用する場合は、別途「公共施設予約システム」での利用者番号取得と施設の利用許可の申込みが必要です。公共施設予約システムへは、右のQRコードからアクセスできます。詳しくは、文化・スポーツ振興課までお問合せください。



4 利用できない種目等

- (1) 体育館の床等を損傷させる恐れのある種目。(フットサル、リボンスティック、こん棒等)
- (2) 音を発生する団体やサークル等は使用に制限があります。(太鼓、ダンス、社交ダンス等)

5 利用団体の要件

- (1) 10人以上で構成され、その7割以上が市内に在住・在勤・在学する営利を目的とした団体

い団体であること。

- (2) 代表者が市内在住・在勤・在学の成人で、責任を負える方であること。
- (3) その他、教育委員会が認めたもの。

6 利用団体登録手続き

次の書類すべてを文化・スポーツ振興課に提出してください。審査の上、登録を決定した団体に学校体育施設利用団体登録証を交付します。

- (1) 学校体育施設利用団体登録申請書
- (2) 会員名簿（連盟協会等の登録の場合は、加入団体名簿）
- (3) 会則

※営利を目的としない団体かどうか確認するために会計資料の提出を求める場合があります。

7 運営委員会

- (1) 学校体育施設を円滑に利用するために、次のとおり運営委員会を設置しています。

- [東地域] ① 福岡・上野台小学校体育施設開放運営委員会
② 駒西・さぎの森小学校体育施設開放運営委員会
③ 元福小学校体育施設開放運営委員会
④ 西小学校体育施設開放運営委員会
⑤ 福岡・葦原・花の木中学校体育施設開放運営委員会
- [西地域] ① 大井小学校体育施設開放運営委員会
② 鶴ヶ丘小学校体育施設開放運営委員会
③ 西原小学校体育施設開放運営委員会
④ 東原小学校体育施設開放運営委員会
⑤ 亀久保小学校体育施設開放運営委員会
⑥ 三角小学校体育施設開放運営委員会
⑦ 東台小学校体育施設開放運営委員会
⑧ 大井中学校体育施設開放運営委員会
⑨ 大井西中学校体育施設開放運営委員会
⑩ 大井東中学校体育施設開放運営委員会

(2) 運営委員会は、担当する学校体育施設の利用団体で組織し、互選により委員長、副委員長を置き、書記、会計、監査を選任するものです。役員の任期は1年とし、再任を妨げません。

(3) 運営委員会は、委員長が招集し、原則として毎月20日（当日が土曜日、日曜日の時は月曜日、祝日の時は翌日以降もっとも早い平日）19時から開催します（日程・会場は別紙予定表のとおり）。

(4) 委員長は、運営委員会において文化・スポーツ振興課からの連絡事項等を利用団体に伝え、翌月の開放施設の利用調整を行います。

(5) 運営委員会は、学校体育施設開放運営事業委託料の範囲内で開放施設の維持管理等に必要な物品等の購入等を行います。

(6) 運営委員会は、担当する学校のクラブハウス・学校開放用外倉庫・体育館器具庫等の整理整頓及び備品・用具等の管理も行います。

8 利用手続

団体登録を事前に済ませ、利用を希望する月の前月の学校開放運営委員会に出席し、翌月分予定表で利用可能な日時を確認し、他の団体と調整の上、学校体育施設利用申請書を委員長に提出し、利用許可書を受け取ってください。

なお、この日以降の申請は原則としてできません。

※大井東中学校グラウンド(夜間照明設備)の利用申込は、利用希望月の前月 20 日から利用日の 5 日前まで

9 利用責任者の義務

学校体育施設利用団体登録証に記載された利用責任者は、利用の際に次の事項を管理、指導又は確認してください。

- (1) 利用者の確認、施設設備の管理
- (2) 施設の利用に関する適切な指導助言
- (3) 火気の取締り
- (4) 清掃及び用具の整理等の指導
- (5) 利用報告書、(P 8 参照) の提出
- (6) 警備システム誤操作及び火災報知設備誤操作の発生時の安全対策要項 (P 10 参照) に沿った対応、事故報告書 (P 12 参照) の提出並びに運営委員会委員長への報告
- (7) 学校体育施設又は設備等の汚損・損傷・亡失時、負傷事故等の発生時の場合は安全対策要項 (P 10、11 参照) に沿った対応・連絡及び事故報告書の提出並びに運営委員会委員長への報告

10 利用時の禁止事項

- (1) 施設及び設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定した場所以外の場所に立ち入ること。
- (3) 指定した設備以外の設備を使用すること。
- (4) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (5) 体育館内での飲食及び、学校敷地内で飲酒すること。
- (6) 学校敷地内で喫煙その他の火気を使用すること。(学校周辺含む。)
- (7) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他に迷惑を及ぼすこと。

11 利用の中止・利用団体登録の取消しについて

- (1) 次の場合、すでに許可している利用を中止します。

- ア グラウンドコンディションが不良の時。
- イ 当該開放校に緊急に開放できない事由が発生した時。
- ウ 利用許可の申請に偽りがあった時。
- エ その他教育委員会が必要とした時。

- (2) 次の団体は、利用団体登録を取り消します。

- ア 利用時の禁止事項を守らない団体。
- イ 利用許可を受けずに無断使用した団体。
- ウ 他者に利用の権利を譲渡、転貸した団体及び譲渡、転貸された団体。
- エ その他教育委員会が登録の取消しを必要と認める団体。

1.2 原状回復の義務

利用者は、利用後速やかに器具等を収納し、清掃して原状回復してください。

1.3 賠償責任

利用者は、故意又は過失により施設、設備を汚損・損傷・亡失した時は、速やかに文化・スポーツ振興課及び運営委員長に報告し、その損害を賠償しなければなりません。

1.4 その他

(1) この要項に定めのない事項については、ふじみ野市学校体育施設の開放に関する規則（平成17年10月1日教育委員会規則第44号）の規定によります。

学校体育施設及び空調設備の利用方法

【屋内施設】

- 1 学校開放運営委員会において利用申請書を提出し、利用許可書を受け取ります。
その際に、自分たちの前後の時間に利用する団体を把握し、施設の鍵及び空調設備の鍵の引継ぎ方（警備室に戻すのか、施設で直接引継ぐのか）を団体間で調整してください。
- 2 受付へ利用許可書を提示し、鍵貸出簿に団体名・氏名・携帯番号・貸出時刻を記入して施設の鍵を受け取ってください。
施設の鍵を施設で直接引継ぐ場合は、後の利用団体がその旨を申告してください。
※利用許可書に記載の利用開始時刻の30分前から貸し出します。
- 3 警備システムのセットを解除し、鍵を開錠して入館し、館内に異常がないことを確認した上で施設を利用してください。
- 4 利用後、**館内（トイレを含む）の清掃を行い、戸締り・消灯を確認してください。**
- 5 施錠し、警備システムをセットしてください。
- 6 **利用報告書に団体名、施設名、利用日時、利用人数、報告者氏名・電話番号等の必要事項を記入し、学校の所定のポストへ投函してください。**
- 7 施設の鍵は、利用許可終了時刻から30分以内に受付へ返却してください。
- 8 鍵の貸出時間ならびに貸出場所（受付）

貸出時間	貸出場所（東地域）	貸出場所（西地域）
午前8時30分から午後5時15分	文化・スポーツ振興課	大井総合支所総務係
上記時間帯以外	市役所本庁舎警備室	大井総合支所警備室

※文化・スポーツ振興課及び大井総合支所総務係での貸出しは長期休業期間のみです。
(東台小学校は全期間上記のとおりの時間で対応します。)

【空調設備を利用する場合】

- 1 事前に空調設備利用券（体育館：1組6枚綴り3,000円、武道場：1組6枚綴り1,500円）を購入してください。
- 2 受付にて、鍵貸出簿にチェックを入れ、施設の鍵と併せて空調設備の鍵を受け取ってください。
空調設備の鍵を施設で直接引継ぐ場合は、後の利用団体がその旨を申告してください。
- 3 空調設備ボックスの鍵を開け、スイッチを入れて利用をしてください。
- 4 利用後は、スイッチを切り、空調設備ボックスの施錠をしてください。使用簿のある学校は、使用簿の記入もしてください。
- 5 利用時間分の「空調設備利用券」を利用報告書に貼付け、学校所定のポストへ投函してください。鍵を借りたが、空調設備を使用しなかった場合は、その旨を利用報告書に記入してください。
- 6 空調設備の鍵は、施設の鍵と併せて返却してください。

※東台小学校の利用団体は、施設の利用報告が電子提出のため、別途「空調設備利用報告書」を鍵の返却と併せて提出してください。

※空調設備利用券の販売場所・時間は、次のとおりです。

(1) 文化・スポーツ振興課

ふじみ野市役所本庁舎2階 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

(2) 市民総合窓口課

大井総合支所1階 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

(3) 学校体育施設開放運営委員会 (6、7、8月)

日時は、学校体育施設開放運営委員会日程を参照ください。

※空調設備利用券は、1組から販売いたします。

【屋外施設】

- 1 学校開放運営委員会において利用申請書を提出し、利用許可書を受け取ります。
- 2 東地域小中学校のクラブハウスの鍵が必要な場合は、市役所本庁舎警備室へ利用許可書を提示し、鍵貸出簿に団体名・氏名・携帯番号を記入して予備鍵を受け取ってください。
- 3 利用後、**グラウンド整備・クラブハウストイレ（外トイレ）清掃**を行ってください。
- 4 **利用報告書**に団体名、施設名、利用日時、利用人数、報告者氏名・電話番号等の必要事項を記入し、**学校の所定のポストへ投函**してください。
- 5 クラブハウスの鍵を使ったときは、利用終了後30分以内に市役所本庁舎警備室へ返却してください。

【注意事項】

- ※ 学校体育施設開放は、学校教育に支障ない範囲で**施設をお借りするもの**です。
- ※ 指定の位置に駐輪・駐車をし、利用許可以外の施設へは、立ち入らないでください。
- ※ 体育館内での水分補給を除く飲食及び土足での立入りは禁止です。
- ※ **利用時間には片付け・清掃の時間を含みます。**利用時間を遵守し、利用後は速やかに退出してください。
- ※ **学校敷地内は火気厳禁・全面禁煙**です。周辺での喫煙についても、ご遠慮ください。
- ※ 学校体育施設の利用に際して、大声（かけ声）を出すなどは控えるなど近隣住民の住環境への配慮を十分に行ってください。
- ※ ゴミは、必ず持ち帰ってください。
- ※ **利用をキャンセルする場合も、利用報告書は提出**してください。団体名、施設名、利用予定日時、**利用人数は「0人」、報告事項欄にキャンセル理由**を記入し、**学校の所定のポストへ投函**してください。

ふじみ野市立学校体育施設利用報告書

ふじみ野市教育委員会 宛て

利 用 団 体 名 :

報 告 者 氏 名 :

報告者電話番号 :

下記のとおり利用状況を報告します。

利用施設	学校	体育館・武道場・卓球場・グラウンド・テニスコート			
利用日時	年 月 日()	午前・午後	時 分	~	午前・午後 時 分
利用人数・設備	利用人数合計 人	※利用中止の場合は0人と記入してください。 学校利用備品			
	空調設備利用時間合計 時間	※空調設備を利用した場合は、利用時間分の空調設備利用券を、「空調設備利用報告書」に貼付けて提出してください。 ※鍵を借りるも空調設備を利用しなかった場合は、その旨を報告事項に記入してください。			
種目又は目的					
A E D 点検	利用前	体育館・武道場AEDチェック表示の確認	緑・赤	点検者	
	利用後	体育館・武道場AEDチェック表示の確認	緑・赤	点検者	
※緑か赤のいずれかに○をしてください。 ※赤色の場合は異常が生じています。速やかに日本光電保守受付センター(0120-233-821)へご連絡ください。また、後日、文化・スポーツ振興課(049-220-2090)にご連絡ください。					
報告事項					
学校からの連絡事項					学校確認印 (チェックで可)

利用時注意事項

- ・学校から施設をお借りし、学校教育に支障のない範囲で利用する。
- ・利用前に、施設の安全、使用する備品等に不具合がないか確認する。
- ・体育館内での水分補給を除く飲食及び土足での立入りはしない。
- ・窓や扉の施錠、照明や空調の消し忘れ、忘れ物がないか確認する。
- ・所定位置に駐輪・駐車し、利用許可以外の施設へ立入らない。
- ・学校敷地内で喫煙及び火気の使用をしない。
- ・利用後に、施設の整備、トイレの清掃、ゴミの持ち帰りを行う。
- ・利用時間を遵守し、利用後は速やかに退出する。

緊急時連絡先

- ・警備システムにおける誤作動や異常発生の場合 ⇒ 東和警備保障(048-863-7446)へ連絡
- ・学校設備・器具等の破損事故の場合 ⇒ 東和警備保障(048-863-7446)及び本庁舎警備室(049-261-2611)に事故等の詳細を連絡。

空調設備利用報告書

利用団体名 : _____

報告者氏名 : _____

電話番号 : _____

利用施設	学校	体育館・武道場・卓球場
施設利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
空調設備利用時間合計	時間	
空調設備利用券貼付欄		

ふじみ野市学校体育施設開放安全対策要項

令和7年3月21日 改訂

全般的な注意事項

- ・事故の内容によっては、文化・スポーツ振興課又は校長から報告者の方に連絡を取り、対応等を指示する場合がありますので、その際は指示に従ってください。
- ・事故報告書を提出した時には、運営委員会委員長にも報告してください。

警備システム誤操作の場合

- 1 警備会社 (**Tel 048-863-7446 東和警備保障**) に連絡してください。
- 2 警備会社の指示に従って、警備システムを操作してください。
- 3 学校体育施設利用報告書に「誤操作して警備会社に対応してもらった」旨を記入し、学校の所定のポストへ投函してください。
- 4 事故報告書に詳細を記入し、当日のうちに市役所警備室へ提出してください。

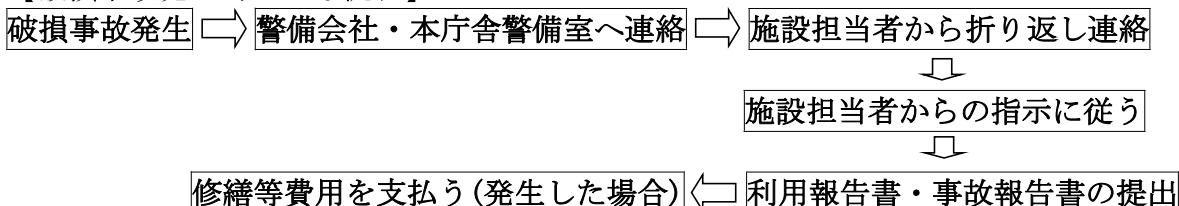
火災報知設備誤操作の場合

- 1 警備会社 (**Tel 048-863-7446 東和警備保障**) に連絡してください。
- 2 消防署 (**Tel 261-6000**) に連絡してください。
- 3 本庁舎警備室 (**Tel 261-2611**) に連絡してください。
(学校名、団体名、報告者氏名、携帯電話番号、火災報知機誤操作発生を伝える。)
- 4 警備員が到着するまで待機し、設備復旧操作が終了するまで立ち会ってください。
- 5 学校体育施設利用報告書に「誤操作して警備会社に対応してもらった」旨を記入し、学校の所定のポストへ投函してください。
- 6 事故報告書に詳細を記入し、当日のうちに市役所警備室へ提出してください。

学校設備・器具等（窓ガラス含む）の破損事故の場合

- 1 警備会社 (**Tel 048-863-7446 東和警備保障**) に連絡してください。
- 2 本庁舎警備室 (**Tel 261-2611**) に破損事故の発生を連絡してください。
(学校名、団体名、報告者氏名、携帯電話番号（折り返し連絡先）、破損箇所等を必ず伝え、警備員からふじみ野市マネジメントセンターに連絡するよう伝える。)
- 3 施設担当者より折り返し連絡が入るので、指示に従って対応してください。
- 4 学校体育施設利用報告書に事故の内容を記入し、学校の所定のポストへ投函してください。
- 5 事故報告書に詳細を記入し、当日のうちに市役所警備室へ提出してください。
- 6 業者による修繕等が必要な場合は、市公共施設包括管理者が発注をします。後日、修繕等の費用をお支払いください。費用は自己負担（個人又は団体）です。

【破損事故発生時の主な流れ】



負傷事故の場合

- 1 応急手当をするとともに、医師による処置が必要と思われる場合は速やかに119番通報し、救急車を要請してください。
- 2 負傷者の自宅・家族への連絡など、利用責任者が責任をもって対応してください。
- 3 救急搬送を要請した際は本庁舎警備室（Tel 261-2611）に連絡してください。（学校名、団体名、報告者氏名、携帯電話番号、負傷者の状況、搬送先を伝える。）
- 4 学校体育施設利用報告書を記入し、学校の所定のポストへ投函してください。
- 5 事故報告書に詳細を記入し、当日のうちに市役所警備室へ提出してください。

AEDが必要な症状の事故の場合

※AEDが必要な症状=呼びかけに対して反応がない、普段どおりの呼吸がない状態

- 1 119番通報し、救急車を要請してください。
- 2 体育館または保健室からAEDを持ち出して使用してください。
※AEDの使用方法及び心肺蘇生法については、P13～21の救命処置の資料を参考にし、AED本体の音声案内に従ってください。また、的確な対処ができるよう事前に消防署等で開催されている講習会を積極的に受講してください。
- 3 保健室のAEDを使用する際に校舎が施錠されている場合は、保健室のガラスを怪我のないように割り、鍵を開けて中に入り、AEDを持ち出して使用してください。
※AEDの配置箇所（体育館玄関内、保健室内）については、学校開放運営委員会の際に案内図を確認し、利用当日は活動開始前に場所を確認してください。
- 4 保健室のガラスを割った場合は、警備会社（Tel 048-863-7446 東和警備保障㈱）と本庁舎警備室（Tel 261-2611）へ連絡し、AEDを取り出すために保健室のガラスを割ったことを伝えてください。
(学校名、団体名、報告者氏名、携帯電話番号、AED使用、保健室ガラス破損を伝える。)
- 5 体育館のAEDを使用した場合は、本庁舎警備室（Tel 261-2611）へ連絡し、AEDを使用したことを伝えてください。
(学校名、団体名、報告者氏名、携帯電話番号、AED使用を伝える。)
- 6 学校体育施設利用報告書を記入し、学校の所定のポストへ投函してください。
- 7 事故報告書に詳細を記入し、当日のうちに市役所警備室へ提出してください。

【AED使用時の主な流れ】

事故発生 → 救急車要請（119番） → AED使用 → 保健室の清掃



事故報告書・利用報告書の提出 ← 警備会社と市役所警備室へ連絡

学校電話番号一覧

学校名	電話番号	学校名	電話番号	学校名	電話番号
福岡小学校	261-0144	大井小学校	261-0242	福岡中学校	261-0142
駒西小学校	261-5915	鶴ヶ丘小学校	262-1008	葦原中学校	262-5433
上野台小学校	261-1415	西原小学校	264-5404	花の木中学校	264-5400
西小学校	261-1200	東原小学校	264-8519	大井中学校	261-0005
元福小学校	264-5402	亀久保小学校	263-7533	大井西中学校	264-1030
さぎの森小学校	263-2260	三角小学校	264-5001	大井東中学校	263-5181

年 月 日

ふじみ野市教育委員会 宛て
文化・スポーツ振興課 宛て

団体名	
代表者氏名	
住所	
電話	()

学校体育施設開放事故報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

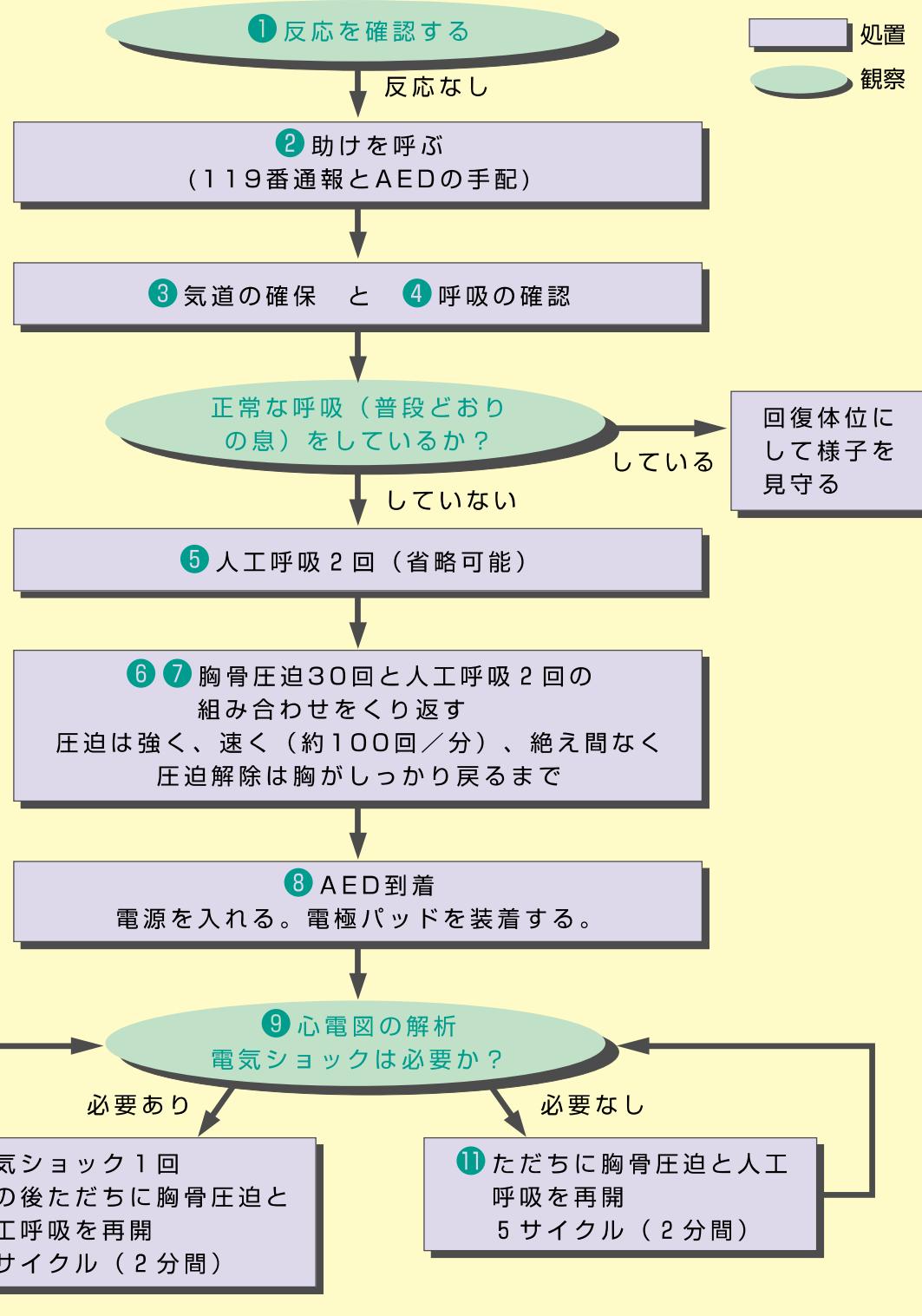
記

事故の種別	警備システム誤操作 • 火災報知設備誤操作 ガラス破損 • その他の破損 • 負傷事故 その他 ()
発生の日時	年 月 日 () 時 分
発生の場所	学校 グラウンド・テニスコート・体育館・武道場 その他 ()
事故内容 (状況を詳細に)	
事故発生に伴う措置 (箇条書きで)	
その他参考となる事項 事故発生時の報告者氏名 : _____ 携帯電話 : _____ (_____) 負傷者氏名 : _____ 年齢 : _____ 住所 : _____	

S2 救命処置

I 救命処置の流れ（心肺蘇生法とAEDの使用）

図4



II 救命処置の手順（心肺蘇生法とAEDの使用の手順）

1 心肺蘇生法の手順

① 反応を確認する

- 傷病者の耳もとで「大丈夫ですか」または「もしもし」と大声で呼びかけながら、肩を軽くたたき、反応があるかないかをみます。

ポイント

- 呼びかけなどに対して目を開けるか、なんらかの返答または目的のある仕草がなければ「反応なし」と判断します。
- 反応（意識）があれば傷病者の訴えを聞き、必要な応急手当を行います。

図5



反応の確認

② 助けを呼ぶ

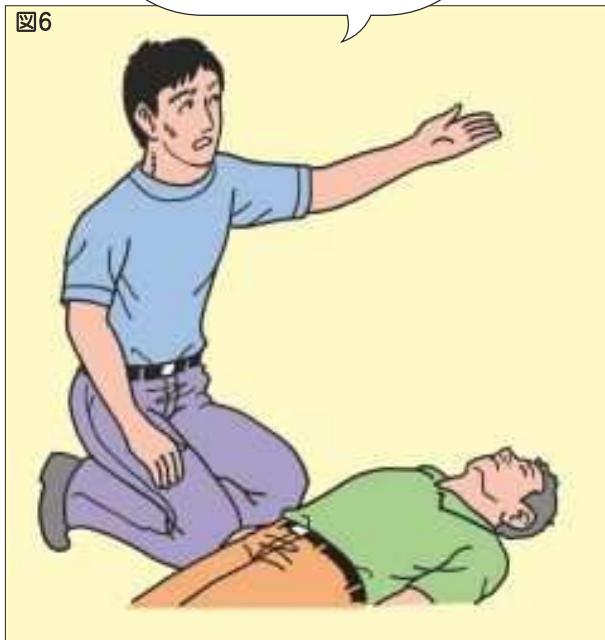
- 反応がなければ、大きな声で「誰かきて！ 人が倒れています！」と助けを求めます。
- 協力者が来たら、「あなたは119番へ通報してください」「あなたはAED（自動体外式除細動器）を持ってきてください」と要請します。

ポイント

- 救助者が一人の場合や、協力者が誰もない場合には、次の手順に移る前に、まず自分で119番通報することを優先します。

「あなたは119番へ通報してください！！」
「あなたはAEDを持ってきてください！！」

図6



119番通報とAEDの手配

③ 気道の確保（頭部後屈あご先挙上法）

傷病者の喉の奥を広げて空気を肺に通しやすくします（気道の確保）。

- 片手を額に当て、もう一方の手の人差指と中指の2本をあご先（骨のある硬い部分）に当てて、頭を後ろにのけぞらせ（頭部後屈）、あご先を上げます（あご先挙上）。

ポイント

- 指で下あごの柔らかい部分を強く圧迫しないようにします。

図7



頭部後屈あご先挙上法

④ 呼吸の確認

傷病者が正常な呼吸（普段どおりの息）をしているかどうかを確認します。

- 気道を確保した状態で、自分の顔を傷病者の胸に向けながら、頬を傷病者の口・鼻に近づけます。
- 10秒以内で、①胸や腹部の上がり下がりを見て、②息の音を聞いて、③頬で息を感じます。

ポイント

次のいずれかの場合には、「正常な呼吸（普段どおりの息）なし」と判断します。

- 胸や腹部の動きがなく、呼吸音も聞こえず、吐く息も感じられない場合。
- 約10秒間確認しても呼吸の状態がよくわからない場合。
- しゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸がみられる場合。

図8



「見て」「聞いて」「感じて」確認する

心停止が起こった直後には、しゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸がみられることがあります。この呼吸を「死戦期呼吸（あえぎ呼吸）」といいます。「死戦期呼吸（あえぎ呼吸）」は、正常な呼吸（普段どおりの息）ではありません。

⑤ 人工呼吸（口対口人工呼吸）

正常な呼吸（普段どおりの息）がなければ、口対口人工呼吸により息を吹き込みます。

- 気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差指で傷病者の鼻をつまみます。
- 口を大きくあけて傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして、息を約1秒かけて吹き込みます。傷病者の胸が持ち上がるのを確認します。
- いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込みます。

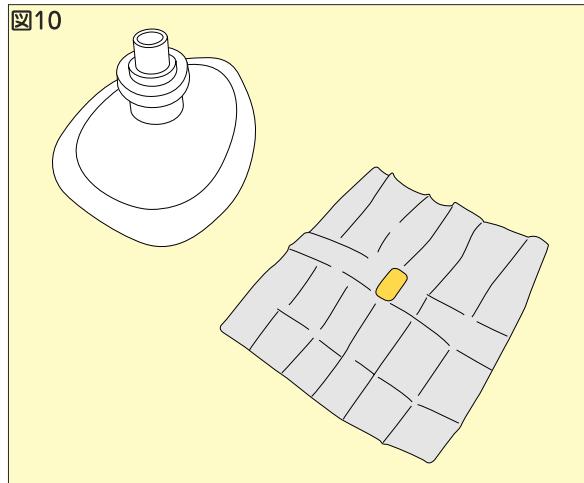
図9



胸が持ち上がるのを確認する

ポイント

- 1回目の吹き込みで胸が上がらなかった場合には、もう一度気道確保をやり直し、吹き込みを試みます。うまく胸が上がらない場合でも、吹き込みは2回までとし、すぐに胸骨圧迫に進みます。
- 簡易型の感染防護具（一方方向弁付きの感染防止用シートあるいは人工呼吸用マスク）を持っていると役立ちます。
- 傷病者に出血がある場合や、感染防護具を持っていないなどにより口対口人工呼吸がためらわれる場合には、人工呼吸を省略し、すぐに胸骨圧迫に進みます。



簡易型の感染防護具



一方向弁付感染防止用シート



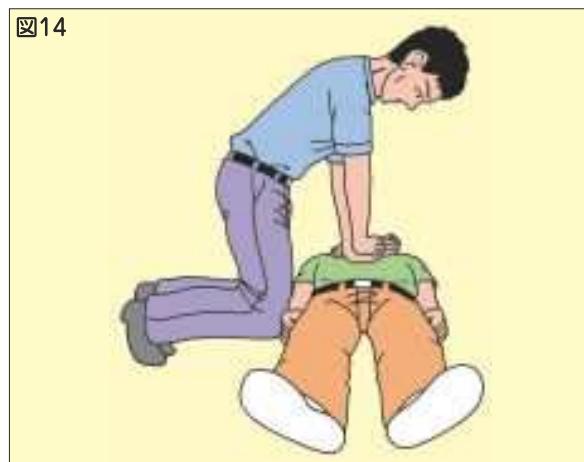
一方向弁付人工呼吸用マスク

6 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

2回の人工呼吸が終わったら、あるいは省略することにしたら、ただちに胸骨圧迫を開始し、全身に血液を送ります。



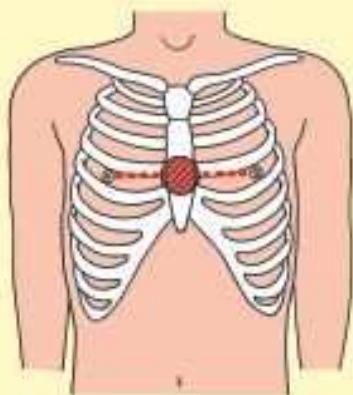
胸骨圧迫（心臓マッサージ）



胸骨圧迫の姿勢

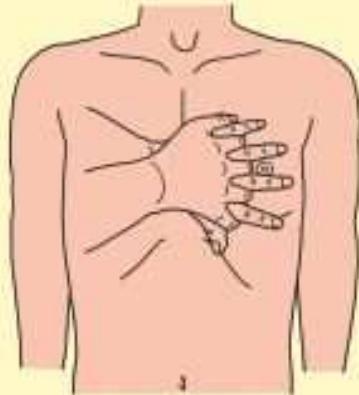
- 胸の真ん中を、重ねた両手で「強く、速く、絶え間なく」圧迫します。
- 胸の真ん中（乳頭と乳頭を結ぶ線の真ん中）に、片方の手の付け根を置きます。
- 他方の手をその手の上に重ねます（両手の指を互いに組むと、より力が集中します）。

図15



胸骨圧迫部位

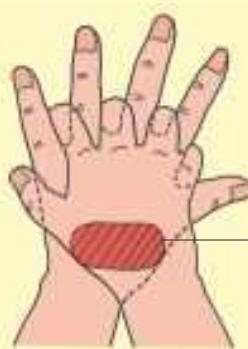
図16



両手の置き方

- ^{ひじ}肘をまっすぐに伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ、傷病者の胸が4~5cm沈むほど強く圧迫します。
- 1分間に100回の速いテンポで30回連続して絶え間なく圧迫します。
- 圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めるとき）は、胸がしっかり戻るまで十分に圧迫を解除します。

図17

この部分(手の付け根)
で圧迫する

両手の組み方と力を加える部位

図18



垂直に圧迫する

図19



斜めに圧迫しない



図20



ひじを曲げて圧迫しない



7 心肺蘇生法の実施（胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせを継続）

- 胸骨圧迫を30回連続して行った後に、人工呼吸を2回行います。
- この胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ（30:2のサイクル）を、救急隊に引き継ぐまで絶え間なく続けます。

ポイント

- 痴るので、もし、救助者が二人以上いる場合は、2分間（5サイクル）程度を目安に交代して、絶え間なく続けることが大切です。
- 心肺蘇生法を中止するのは、①心肺蘇生法を続けているうちに傷病者がうめき声を出したり、普段どおりの息をし始めた場合。②救急隊に心肺蘇生法を引き継いだとき（救急隊が到着してもあわてて中止せずに、救急隊の指示に従います）。

図21



胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ

☆ 胸骨圧迫30回

- 胸の真ん中（乳頭と乳頭の真ん中）を圧迫
- 強く（胸が4～5cm沈むまで）
- 速く（1分間に100回のテンポ）
- 絶え間なく（30回連続）
- 圧迫と圧迫の間は力を抜く
(胸から手を離さずに)

☆ 人工呼吸2回 (省略する場合あり)

- 口対口で鼻をつまみながら息を吹き込む
- 胸が上がるのが見えるまで
- 1回約1秒間かけて
- 2回続けて試みる

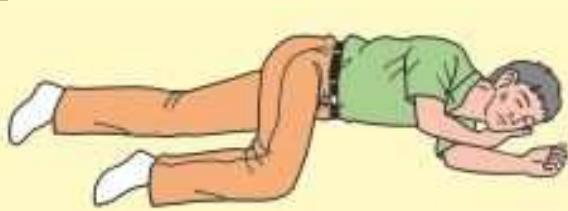
ポイント

反応はないが正常な呼吸をしている場合は……

回復体位

- 反応はないが正常な呼吸（普段どおりの息）をしている場合は、気道の確保を続けて救急隊の到着を待ちます。吐物等による窒息の危険があるか、やむを得ず傷病者のそばを離れるときには、傷病者を回復体位にします。
- 下あごを前に出し、上側の手の甲に傷病者の顔をのせる。さらに、上側の膝を約90度曲げて、傷病者が後ろに倒れないようにします。

図22



回復体位

2 AEDの使用手順

- 心肺蘇生法を行っている途中で、AEDが届いたらすぐにAEDを使う準備を始めます。
- AEDにはいくつかの種類がありますが、どの機種も同じ手順で使えるように設計されています。AEDは電源が入ると音声メッセージとランプで、あなたが実施すべきことを指示してくれますので、落ち着いてそれに従ってください。

参考

AEDは、成人（約8歳以上）はもとよりですが、小児（約1歳以上約8歳未満）にも使用できます。

1歳未満の乳児に対しては、AEDは使用できません。これらについては、p.17「IV 子どもの救命処置」を参照してください。

8 AEDの到着と準備

① AEDを傷病者の横に置く

- AEDを傷病者の頭の横に置きます。ケースから本体を取り出します。

図23



AEDを置く場所

② AEDの電源を入れる

- AEDのふたを開け、電源ボタンを押します。ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。
- 電源を入れたら、以降は音声メッセージとランプに従って操作します。

図24



AEDの電源を入れる

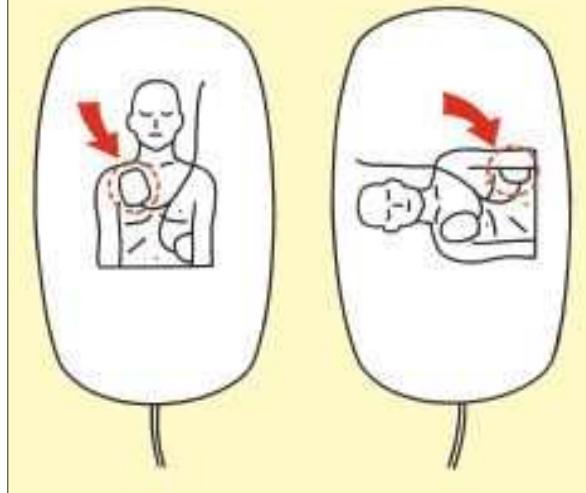
③ 電極パッドを貼る

- 傷病者の衣服を取り除き、胸をはだけます。
- 電極パッドの袋を開封し、電極パッドをシールからはがし、粘着面を傷病者の胸部にしっかりと貼り付けます（貼り付ける位置は電極パッドに絵で表示されていますので、それに従ってください）。
- 機種によっては電極パッドのケーブルをAED本体の差込口（点滅している）に入れるものがあります。

ポイント

- 電極パッドは、右前胸部（右鎖骨の下で胸骨の右）および左側胸部（脇の5～8cm下）の位置に貼り付けます。電極パッドを貼り付ける際にも、できるだけ胸骨圧迫を継続してください。
- 電極パッドは、肌との間にすき間を作らないよう、しっかりと貼り付けます。アクセサリーなどの上から貼らないように注意します。
- 成人用と小児用の2種類の電極パッドが入っている場合がありますが、成人（約8歳以上）の傷病者に小児用の電極パッドを使用してはいけません。

図25



電極パッド

図26



電極パッドを貼り付ける位置

⑨ 心電図の解析

- 電極パッドを貼り付けると「体に触れないでください」と音声メッセージが流れ、自動的に心電図の解析が始まります。このとき、「みなさん、離れて！！」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認します。
- 一部の機種には、心電図の解析を始めるために、音声メッセージに従って解析ボタンを押すことが必要なものがあります。

図27



解析中は音声メッセージに従い離れる

10 電気ショック

- AEDが電気ショックを加える必要があると判断すると「ショックが必要です」などの音声メッセージが流れ、自動的に充電が始まります。充電には数秒かかります。
- 充電が完了すると、「ショックボタンを押してください」などの音声メッセージが出て、ショックボタンが点灯し、充電完了の連続音が出ます。
- 充電が完了したら、「ショックします。みんな離れて！！」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認し、ショックボタンを押します。

ポイント

- ショックボタンを押す際は、必ず自分が傷病者から離れ、さらに誰も傷病者に触れていないことを確認します。
- 電気ショックが加わると、傷病者の腕や全身の筋肉が一瞬けいれんしたようにビクッと動きます。

図28



ショックボタンを押す

11 心肺蘇生法を再開

- 電気ショックが完了すると、「ただちに胸骨圧迫（心臓マッサージ）を開始してください」などの音声メッセージが流れますので、これに従って、ただちに胸骨圧迫を再開します。胸骨圧迫30回、人工呼吸2回の組み合わせを続けます。

ポイント

- AEDを使用する場合でも、AEDによる心電図の解析や電気ショックなど、やむを得ない場合を除いて、胸骨圧迫と人工呼吸ができるだけ絶え間なく続けることが大切です。

図29



ただちに胸骨圧迫を再開

12 AEDの手順と心肺蘇生法のくりかえし

- 心肺蘇生法を再開して2分（胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせを5サイクルほど）経ったら、AEDは自動的に心電図の解析を再び行います。音声メッセージに従って傷病者から手を離し、周りの人も傷病者から離れます。
- 以後は、<⑨ 心電図の解析、⑩ 電気ショック、⑪ 心肺蘇生法の再開>の手順を、約2分間おきにくりかえします。

参考

● 心肺蘇生法を中止するのは

① 救急隊に引き継いだとき。

救急隊が到着したら、傷病者の倒れていた状況、実施した応急手当（心肺蘇生法）、AEDによる電気ショックの回数などをできるだけ伝えます。なお、AEDは自動的に心電図波形や加えたショックの回数等を記憶しています。

② 傷病者が動き出す、うめき声を出す、あるいは正常な呼吸が出現した場合。ただし、気道確保が必要になるかもしれないため、慎重に傷病者を観察しながら救急隊を待ちます。この場合でも、AEDの電極パッドは、はがさず電源も入れたままにしておきます。

参考資料

学校別利用種目一覧

1 小学校

地域	学校名	開放施設	主な利用種目
東地域	福岡小学校	グラウンド	グラウンド・ゴルフ、少年サッカー、少年野球
		体育館	インディアカ、体操、剣道、バドミントン、バレーボール、ミニバスケットボール、ラケットテニス、ソフトバレー
	駒西小学校	グラウンド	グラウンド・ゴルフ、少年サッカー、少年野球、ソフトボール
		体育館	居合道、インディアカ、体操、バドミントン、バレーボール、ミニバスケットボール、体操ラケットテニス
上野台小学校	グラウンド	グラウンド	グラウンド・ゴルフ、少年サッカー、少年野球、ソフトボール
		体育館	インディアカ、剣道、少林寺拳法、スポーツ吹矢、バトントワリング、バドミントン、バレーボール、ミニバスケットボール、空手道、よさこい踊り、ソフトバレーボール、ラケットテニス
	西小学校	グラウンド	グラウンド・ゴルフ、少年サッカー、少年野球
		体育館	インディアカ、空手、剣道、卓球、バドミントン、バレーボール、ミニバスケットボール、ラケットテニス、
元福小学校	グラウンド	グラウンド	グラウンド・ゴルフ、ソフトボール 少年サッカー、少年野球
		体育館	インディアカ、ソフトバレーボール バドミントン、バレーボール ミニバスケットボール、空手道

東地域	さぎの森小学校	グラウンド	グラウンド・ゴルフ、少年野球 少年サッカー、ソフトボール
		体育館	インディアカ、少林寺拳法、新体操 ソフトバレーボール、バドミントン バレーボール、ミニバスケットボール ラケットテニス、居合道、体操
西地域	大井小学校	グラウンド	グラウンド・ゴルフ 少年サッカー、少年野球
		体育館	インディアカ、少林寺拳法 バドミントン、バレーボール
	鶴ヶ丘小学校	グラウンド	グラウンド・ゴルフ、ソフトボール 少年サッカー、少年野球
		体育館	インディアカ、剣道、少林寺拳法 バドミントン、バレーボール
東原小学校	グラウンド	少年野球	
	体育館	インディアカ、剣道、体操 ソフトバレーボール、卓球	
西原小学校	グラウンド	グラウンド・ゴルフ、少年野球	
	体育館	インディアカ、バドミントン バレーボール	
亀久保小学校	グラウンド	少年野球、ソフトボール	
	体育館	新体操、卓球、バドミントン、 スポーツ鬼ごっこ	
三角小学校	グラウンド	グラウンド・ゴルフ、ソフトボール 少年サッカー、少年野球	
	体育館	インディアカ、バドミントン	
東台小学校	グラウンド	少年サッカー	
	体育館	剣道、卓球、バレーボール ミニバスケットボール	

2 中学校

地域	学校名	開放施設	主な利用種目
東地域	福岡中学校	グラウンド	サッカー、ソフトボール 軟式野球
		体育館	卓球、バスケットボール
		武道場	合気道、空手道、杖道
	葦原中学校	グラウンド	サッカー、ソフトボール 軟式野球、フットサル
		テニスコート	軟式用 2 面
		体育館	バスケットボール
	花の木中学校	グラウンド	ソフトボール
		テニスコート	軟式用 4 面 グラウンド・ゴルフ
		体育館	バスケットボール、杖道
		武道場	合気道、空手道、杖道
西地域	大井中学校	グラウンド	サッカー、軟式野球
		テニスコート	軟式用 2 面
		体育館	インディアカ、卓球 バスケットボール ラケットテニス
	大井西中学校	グラウンド	サッカー、軟式野球
		体育館	インディアカ、卓球 バドミントン、バレーボール バスケットボール
		グラウンド	サッカー、ソフトボール 軟式野球、フットサル
	大井東中学校	グラウンド	バスケットボール バレーボール、阿波踊り、合気道、 スポーツ鬼ごっこ
		体育館	

※ 利用種目欄に記載の種目は、利用登録のあった種目及び器具等の備えがある主な利用可能種目です。

主な利用種目欄に記載のない種目の用具・設備等はありません。未記載種目での利用（用具等を利用団体が持ち込める種目及び器具を必要としない種目）については、登録申請の際に文化・スポーツ振興課にご相談ください。

令和7年度 学校体育施設開放運営委員会 予定日程

開催日	開催場所		開始時間	申請当番 委員会	空調券 販売
令和7年4月21日(月曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	駒西・さぎの森小	
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		大井東中	
令和7年5月20日(火曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	西小	
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		大井小	
令和7年6月20日(金曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	元福小	○
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		鶴ヶ丘小	
令和7年7月22日(火曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	3中学校	○
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		東原小	
令和7年8月20日(水曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	福岡・上野台小	○
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		西原小	
令和7年9月22日(月曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	駒西・さぎの森小	
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		亀久保小	
令和7年10月20日(月曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	西小	
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		三角小	
令和7年11月20日(木曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	元福小	
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		東台小	
令和7年12月22日(月曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	3中学校	
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		大井中	
令和8年1月20日(火曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	福岡・上野台小	
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		大井西中	
令和8年2月20日(金曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	駒西・さぎの森小	
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		大井東中	
令和8年3月23日(月曜日)	東地域	市民交流プラザ1階 展示ルーム	19時から	西小	
	西地域	大井総合支所2階 ゆめぼると		大井小	

【注意】

- ・上記のとおり開催する予定ですが、変更する場合があります。その場合は、隨時ご連絡をします。
- ・出席される方には、必ず日程・場所・時間を周知してください。

《市民交流プラザ会場申請の流れ》

- ①開催日の2か月前から10日前までに市民交流プラザの受付横の券売機で利用券を購入する。
(展示ルームは、1,700円) 可能な限り1か月前までにお支払いを完了してください。
- ②「公共施設予約システム利用者番号」と「利用予定日」を伝え、「利用許可申請書」の発行をしてもらい、利用券と一緒に窓口へ提出する。
- ③「利用許可証書兼納入通知書兼領収書」を受け取り、運営委員会当日に持参し、その後年末の決算報告書に添付するまで保管する。

《ゆめぼると会場申請の流れ》

- ①開催日の前の月の運営委員会で文化・スポーツ振興課から会場利用料の「納入通知書兼領収書」を受け取る。
- ②利用日の20日前までに大井総合支所市民窓口課横の公金収納窓口等で使用料を支払う。
(多目的ルームは3,600円)
- ③返却された「納入通知書兼領収書」を年末の決算報告書に貼付するまで保管する。

《スポーツ安全保険について》

スポーツ団体に所属してスポーツ活動を行う者が、その活動中に生じた事故等によって傷害を被った場合、これを補償するため保険制度を活用して救済措置を講じ、社会一般におけるスポーツ活動の普及振興に寄与することを目的としたスポーツ安全保険があります。詳しくは、右のQRコードから公式サイトをご覧ください。



令和7年度学校体育施設開放利用案内

所管課:ふじみ野市教育委員会 社会教育課

電話:049-220-2087

担当課:ふじみ野市 文化・スポーツ振興課

電話:049-220-2090